

# 暴風警報・特別警報発表時の登下校について

- 1 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から**尾張西部の市町村**または**本人が居住している市町村**に**暴風警報**が発表されている場合。（愛西市に暴風警報が発表されていない場合もありうる）

## 【尾張西部】

愛西市・稲沢市・あま市・一宮市・津島市・北名古屋市・清須市・豊山町・大治町・蟹江町・弥富市・江南市・岩倉市・扶桑町・大口町・飛島村

- (1) 始業時刻2時間前（午前6時40分）までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
- (2) 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める（授業開始時間はHPに掲載する）。
- (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。（別表参照）

※ 上記(1)、(2)の場合でも、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。その場合は、すみやかに学校へ連絡を入れる。

(別表)

午前6時40分まで	暴風警報解除→平常授業
午前6時40分 ～ 午前11時00分	暴風警報解除→解除後2時間から授業開始 (例) 9時00分→11時00分開始 11時00分→13時00分開始
午前11時以降	暴風警報継続→授業は行わない。

※ 暴風雪警報も同様な扱いとする。

- 2 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から**愛知県西部の市町村**または**本人が居住している市町村**に**特別警報**が発表されている場合。

- (1) 授業は行わず、休業とする。（登校禁止）
- (2) 特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業は行わない。（登校禁止）
- (3) 解除後の授業の開始日時については、HPに掲載する。

※ (3)の場合でも、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な場合は無理に登校しなくてもよい。その場合は、すみやかに学校へ連絡を入れる。